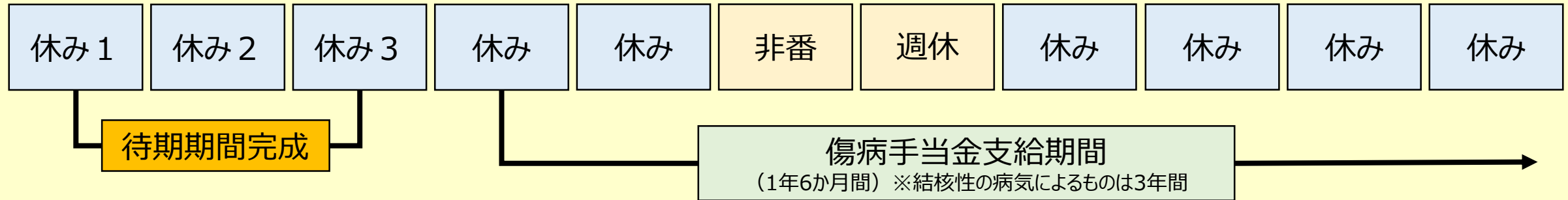


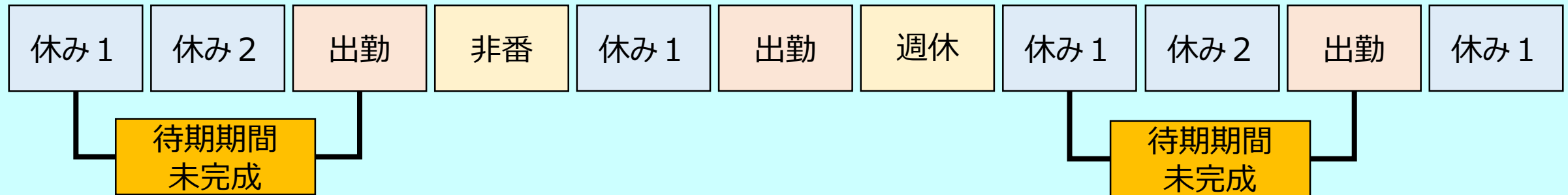
【待期期間の考え方】

① 平日に待期期間を完成させる場合



待期期間については、3日間連続して休んでいることが条件となりますので、待期期間の途中で出勤された場合は、1日目から数え直します。

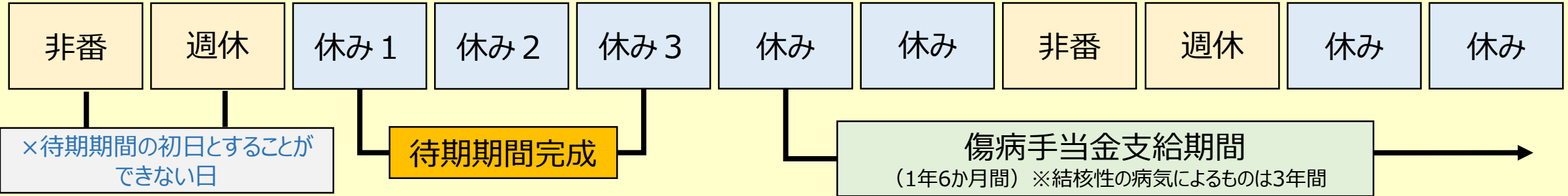
② 待期期間が未完成の場合



待期期間を完成させるためには、**3日間の連続したお休み**が条件となります。例の場合は、出勤日、非番日及び週休により3日間の連続したお休みが作れていないため、「待期期間未完成」となります。

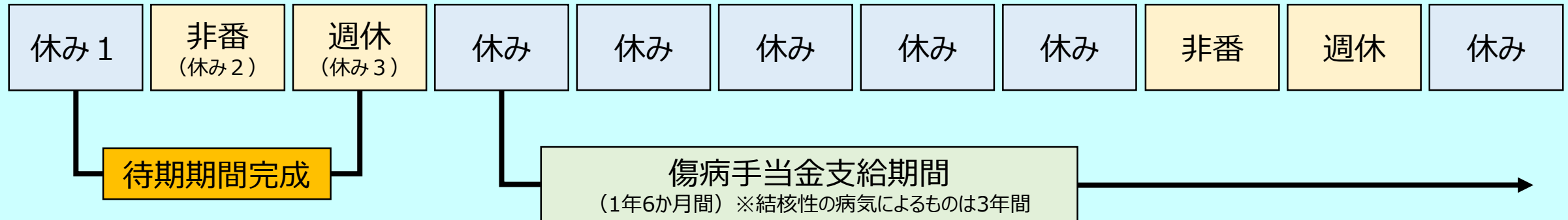
【待期期間の考え方】

③待期期間の初日が非番日と週休日の場合



仕事を最初に休んだ日が非番日と週休日の場合は、次の勤務日から待期期間を数えることになります。
なお、祝日や有給休暇、病気休暇等については、勤務日と同様に扱いますので、待期期間の初日となった場合も待期期間に含めることができます。

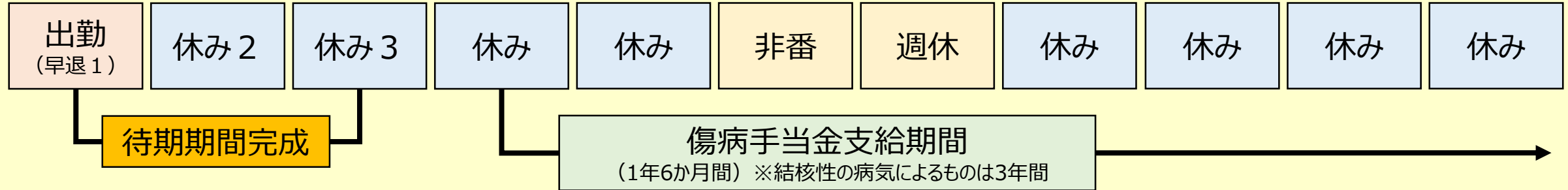
④待期期間の2日目と3日目に非番日と週休日がある場合



待期期間の2日目と3日目が週休日と非番日になる場合は、待期期間に含めて数えることができます。

【待期期間の考え方】

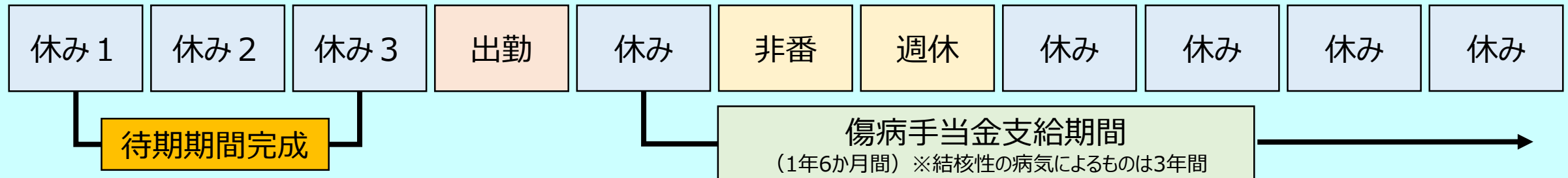
⑤勤務時間中に発病した場合



超過勤務時間も含めて、勤務時間中に発病した場合には当該日を待期期間に含めることができます。

※ただし、勤務終了後の発病（帰宅途中等）であれば当該日は含まれません。

⑥待期期間完成後の支給期間内に復職し、再び休職した場合



待期期間中に罹っていた病気と関係性（因果関係）がある病気により再度休職した場合は、復職前に待期期間が完成されていれば、再び待期期間を要することはありません。

※関係性（因果関係）のない全く別の病気により再度休職した場合は、その都度、待期期間が必要となります。

【待期期間の考え方】

⑦ 傷病手当金を受給中に新たな病気にかかった場合

